市内小・中学校の適正規模及び適正配置計画

【再編方針】

- ・国が示す学校規模の標準である12学級から18学級への取組の推進
- ・一つの小学校から同じ中学校への進学に向けた対応
- ・小中一貫校、または義務教育学校の設置

【通学区域の見直し】

以下の2点に基づき見直しを検討

- 1. 鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方
- 2. 通学区域の弾力化における対応など、保護者をはじめとした地域からの意見

【小学校の再編】小学校18校→小学校13校

「鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」における学校の存置を検討する基準を踏まえ、令和4年4月1日時点で18校ある小学校を13校に再編。

対象校	場所	予定年度
常光小学校、鴻巣中央小学校	鴻巣中央小学校	令和6~9年度
大芦小学校、吹上小学校	吹上小学校	令和6~9年度
小谷小学校、吹上小学校	吹上小学校	令和6~9年度
屈巣小学校、共和小学校、広田小学校	川里中学校近辺 (新設)	令和10年度

【中学校の再編】

以下の2点に基づき見直しを検討

- 1. 「鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」における学校の存置を検討する基準
- 2. 小学校再編の進捗状況

【経過の検証と見直し】

小・中学校の適正規模・適正配置の進捗に合わせて、子どもたちを取り巻く教育環境、保護者をはじめとした地域からの意見、教育施設の老朽化や維持管理費の変化、制度改正等を勘案しながら、経過を検証し、当該計画の見直しを実施。

【通学方法】

適正規模・適正配置により通学区域の見直しが行われた学校については、「鴻巣市スクールバス運行管理に関する要綱」に基づき、子どもたちの登下校の安全性への配慮や通学距離等を踏まえ、スクールバスの導入について検討。

【その他】

学校再編後の跡地の活用については、適正配置等に関する取組と併せて、地域からの意見等を踏まえた上で 様々な活用方法を検討。